

射水市監査委員告示第15号

定例監査結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、射水市監査基準（令和2年射水市監査委員告示第6号）に準拠して令和5年11月に実施した財務管理部（資産経営課、検査監）、会計管理者、消防本部の定例監査の結果を同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和5年11月15日

射水市監査委員 村上 欽哉

射水市監査委員 折橋 清弘

射水市監査委員 吉野 省三

## 定例監査結果報告

### 第1 監査の概要

#### 1 監査の対象及び選定理由

##### (1) 監査の対象

- (財務管理部) 資産経営課、検査監
- (会計管理者) 会計課
- (消防本部) 消防本部総務課、消防本部防災課、  
消防本部通信指令課、射水消防署、新湊消防署

##### (2) 選定理由

資産経営課、検査監、会計課、消防本部の財務に関する事務、経営に係る事業の管理については、監査の実施頻度、金額的・質的重要性などから、次のとおり当年度の監査委員監査又は書面監査の対象とする。

監査の方法	対象部局	前回の監査期間（監査範囲）	
監査委員監査	検査監	令和4年11月2日 ～ 令和4年11月16日 (令和3年度執行分)	書面監査
	消防本部総務課		
	消防本部防災課		
	消防本部通信指令課		
	射水消防署		
書面監査	新湊消防署		監査委員監査
	資産経営課		
	会計課		書面監査

#### 2 監査の目的と範囲

重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況等を監査し、その有効性を評価するとともに、令和4年度に執行した当該事務が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効率的かつ効果的に行われているかを、証ひょう書類等の突合、質問、関係書類の閲覧などの監査手続を通じて検証することを目的とする。

#### 3 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点
(1) 必要性の乏しい補助金や助成金が交付されるリスク	ア 使用は、交付要綱の交付目的及び交付対象を逸脱していないか。
	イ 補助金の交付条件は適切に付され、条件どおり交付、履行されているか。
	ウ 実績報告に基づく精算は適切か。
	エ 補助の効果は確認されているか。また、補助効果の点から整理すべきものはないか。
(2) 適正な契約手続が行われないリスク	ア 随意契約による場合、その理由は適正か。
	イ 随意契約による場合は原則として2人以上の者から見積書を徴しているか。また、例外的に1人の者から見積書を徴する時は、その理由は適正か。
	ウ 予定価格、調査基準価格及び最低制限価格の算定、秘密保持の方法は適正に行われているか。また、工事については設計書金額の一部を正当な理由なく控除するいわゆる歩切りを行っているものはないか。
	エ 権限を超えた契約及び恣意に分割している契約はないか。
	オ 契約書、見積書等関係書類及び恣意に分割している契約はないか。
(3) 支出事務が適正に行われないリスク	ア 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。
	イ 需用費、備品購入費の支出において、検査検収は確実に行われ、かつ、物品購入、修繕等の事実のないものはないか。
	ウ 委託料の支出において、委託の相手方及び選定方法は適切か。
	エ 委託内容の履行確認は適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。

#### 4 監査の実施内容

財務管理部、会計管理者、消防本部の財務に関する事務、経営に係る事

業の管理について、主な着眼点ごとに、内部統制の整備状況及び運用状況について、証ひょう書類等の突合、質問、関係書類の閲覧などの方法により監査を実施した。

## 5 監査の期間

令和5年10月27日から令和5年11月10日まで

## 第2 事業の概要

### 1 事務又は事業の概要

#### (1) 資産経営課

資産経営課は、公共施設のマネジメントの推進、市有財産の維持管理、及び情報管理に係る事務を行っており、主として次のような事務が行われている。

- ① 公共施設のマネジメントの推進に関すること。
- ② 市有財産の維持、管理及び処分に関すること。
- ③ 公共用地の取得、処分及び登記事務の手續に関すること。
- ④ 庁内ネットワーク及びサーバ、端末等の管理に関すること。
- ⑤ 情報セキュリティ対策に関すること。

#### (2) 検査監

検査監は、工事等の検査に係る事務を行っており、主として次のような事務が行われている。

- ① 工事等の検査に関すること。
- ② 工事等の設計積算、技術指導に関すること。

#### (3) 会計課

会計課は、一般会計及び特別会計（企業会計を除く。）に係る出納及び決算に関する事務を行っており、主として次のような事務が行われている。

- ① 公金管理・運用に関すること。
- ② 市税及び手数料等の窓口収納に関すること。
- ③ 収入・支出に係る伝票審査に関すること。
- ④ 現金、有価証券及び物品（使用中のものを除く。）の出納保管に関すること。

#### (4) 消防本部総務課

消防本部総務課は、消防本部の総務及び人事に関する事務を行っており、主として次のような事務が行われている。

- ① 条例、規則、規程等の制定改廃に関する事。
- ② 予算、決算及び経理に関する事。
- ③ 消防団に関する事。
- ④ 職員及び団員の人事、福利厚生等に関する事。

(5) 消防本部防災課

消防本部防災課は、災害の警戒及び防ぎよに関する事務を行っており、主として次のような事務が行われている。

- ① 救急・救助業務に関する事。
- ② 総合防災訓練に関する事。
- ③ 消防機械及び装備の整備に関する事。

(6) 消防本部通信指令課

消防本部通信指令課は、火災・救急・救助出動の指令管制に関する事務を行っており、主として次のような業務が行われている。

- ① 気象警報等の発令に関する事。
- ② 通信施設等の維持管理に関する事。
- ③ 消防相互応援協定に関する事。

(7) 射水消防署

射水消防署は、火災、救急・救助活動、火災の原因と損害調査等の業務を行っており、主として次のような業務が行われている。

- ① 救急技術の指導及び訓練に関する事。
- ② 危険物施設の立入検査及び指導に関する事。
- ③ 住宅防火対策に関する事。

(8) 新湊消防署

新湊消防署は、火災、救急・救助活動、火災の原因と損害調査等の業務を行っており、主として次のような業務が行われている。

- ① 救急技術の指導及び訓練に関する事。
- ② 危険物施設の立入検査及び指導に関する事。
- ③ 住宅防火対策に関する事。

### 第3 監査の結果

事務事業は概ね適正に行われていたものと認めるが、次の事項について措置又は検討されたい。なお、その他簡易な注意事項については、記述を省略した。

#### 1 意見

##### (1) 検査監

ア 完成検査を担当する検査員によって評価に差異がないよう教育指導により公平性確保を図るとともに、請負業者に対する技術力向上の指導にも努められたい。

イ 工事現場の安全確保は非常に重要であり、安全確保の徹底と工事の品質確保に全力で取り組まれたい。

## (2) 消防本部

ア 近年、火災は元より激甚化、頻発化する自然災害への対応力の充実強化が求められており、消防職員や消防団員の役割や責任はさらに大きくなってきている。そのため、消防団員の確保は最重要課題と考えており、あらゆる手段で入団に繋げるよう取り組まれたい。

イ 消防力の向上には、消防職員、消防団員の知識や技術の向上が欠かせないことから、災害対応能力の強化に向けた教育に一層力を入れて取り組まれたい。

ウ 高度化、多様化する予防業務については、積極的にDXを活用し、効率化を図られたい。

エ 準公金の取り扱いについては、複数の検査員でしっかりチェックする体制を構築されたい。